

あきる野市心身障害者通所授産施設「五日市希望の家」及びあきる野市心身障害者
(児)通所訓練施設「ひばり訓練所」指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市が、あきる野市心身障害者通所授産施設「五日市希望の家」及びあきる野市心身障害者(児)通所訓練施設「ひばり訓練所」(以下「本施設」という。)の指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)を総合的な観点により審査するための方法、基準等を示すものである。

1 審査対象団体

「五日市希望の家」は、就業困難な心身障がい者に対して社会的自立を支援する授産指導を行っており、「ひばり訓練所」は、心身障がい者(児)の生活適応訓練等を行っている。

「五日市希望の家」は昭和62年度から、「ひばり訓練所」は平成9年度からその管理運営を社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会(以下「社協」という。)に委託しており、平成18年度からは指定管理者制度により、引き続き、社協が管理している。この間、利用者も施設での生活に慣れ、職員も各利用者の特性を理解し、相互の信頼関係は強固なものになり、保護者からも安心して通わせられるとの評価を得ている。

「五日市希望の家」では、作業訓練事業の一環である資源回収において、地域住民の理解、協力が得られており、地域とのコミュニケーションが図られている。「ひばり訓練所」においては、熟年ボランティアグループがお弁当を作り、障がい者と一緒にカラオケを楽しむ行事が催されて、市民との交流が図られている。また、夏休みには市内の中高生や一般市民の方々が、社協事業の体験ボランティアとして、両施設において障がい者とのコミュニケーションを図っている。

このことは、市民の障がい者に対する意識改革及び市民との協働による福祉社会の実現に大きな実績をあげている。

このような経過から、社協において、本施設の管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できると判断されるため、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号に規定に基づき、本施設における候補者の審査の対象団体を社協とする。

2 施設の概要

(1) 心身障害者通所授産施設「五日市希望の家」

ア 名称	五日市希望の家
イ 所在地	あきる野市五日市374番地5
ウ 規模	敷地面積 634.08㎡ 建築面積 307.46㎡
エ 構造	鉄骨造及び軽量鉄骨造平屋建
オ 竣工年月	昭和62年3月
カ 施設内容	通所授産作業所、事務室

(2) 心身障害者（児）通所訓練施設「ひばり訓練所」

- ア 名称 ひばり訓練所
- イ 所在地 あきる野市平沢175番地4
- ウ 規模 秋川ふれあいセンター内 2階
専用部分 166.48㎡
- エ 構造 鉄筋コンクリート2階建
- オ 竣工年月 平成6年3月
- カ 施設内容 日常生活訓練室、作業室、スタッフルーム（事務室）

3 指定管理者が行う業務

平成25年4月1日から心身障害者通所授産施設「五日市希望の家」及び心身障害者（児）通所訓練施設「ひばり訓練所」は、同一事業所として、障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護施設に移行するため、業務内容については次のとおりとする。

(1) 施設の運営に関すること

- ア 障害者自立支援法第5条第7項に規定するサービスに関すること。
- イ 社会的自立の促進に必要な指導に関すること。
- ウ 集団生活への適応訓練に関すること。
- エ その他心身障がい者の福祉の増進に関すること。

(2) 施設の維持管理に関すること。

4 指定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（5年間）

5 指定管理者の指定管理料

55,340,000円（指定期間における総額）

6 提出書類

社協は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、平成24年9月20日までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本12部とし、(1)及び(2)の書類は、各施設について作成すること。

(1) 指定管理者としての管理運営の状況について

- ア 事業報告書の写し（平成20年度～平成23年度）
- イ 施設の管理運営に係る改善等の取組について（平成20年度～平成23年度）
 - (ア) 各種事業やサービス等の向上の取組など
 - (イ) 収支予算の決算状況など

(2) 事業計画書

- ア 団体の経営方針について
- イ 施設の運営方針について
- ウ 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について（各種サービス等の向上の取組などを含む）
- エ 施設の管理運営について
 - (ア) 事業計画（平成25年度～平成29年度）
 - (イ) 年間行事予定（平成25年度～平成29年度）
- オ 人員体制について
 - (ア) 職員の配置計画
 - (イ) 職員の研修計画
- カ 収支見込みについて
 - 収支予算書（平成25年度～平成29年度）
- キ 苦情処理体制について
- ク 第三者評価への取組について
- ケ 個人情報の保護対策及び情報公開について
- コ 危機・安全管理体制について
- サ 地域や他施設との連携について

(3) 附属資料

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 法人等の役員名簿
- エ 団体の規程等

7 候補者の審査方法

(1) 候補者の審査方法

社協から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、社協からの説明を15分間、選定委員会の委員からの質疑応答を実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

8 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」、「普通」、「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目		評価		
		良い	普通	悪い
1	指定管理者としての管理運営の状況について			
2	施設の管理運営に係る改善等の取組について			
3	団体の経営方針について			
4	施設の運営方針について			
5	施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について			
6	施設の管理運営について			
7	人員体制について			
8	収支見込みについて			
9	苦情処理体制について			
10	第三者評価への取組について			
11	個人情報の保護対策及び情報公開について			
12	危機・安全管理体制について			
13	地域や他施設との連携について			
評価合計				

9 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成することができると認められる場合には、社協を候補者とする。ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

10 審査結果

選定委員会の審査結果については、社協に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。